

*特集 真の障害者虐待防止の実現を！リレー連載 第8回 障害者権利条約実現への道 その8

障害者虐待防止法改正に向けて

精神障害の分野からの提起

全国「精神病」者集団会員

山本 眞理

目次

はじめに

— 障害者の施設で続く虐待

障害者虐待防止法の背景と成立の経緯

精神病院の虐待の実態

障害者虐待防止法を機能させるために有効な実施機関と監視機関の創設を

終わりに

— 障害者虐待防止法の枠を超えて施設収容と強制入院廃止への展望を

はじめに

— 障害者の施設で続く虐待

TBSテレビの「NEWS 23」で6月2日、下関市の知的障害者施設「大藤園」の虐待を盗み撮りした画像が暴露された。

作業中の部屋で、いきなり「バカタレー」「飯くわさんぞ」という罵声、平手打ち、胸ぐらをつかんで怒鳴りつける、段ボール箱を投げつける、ハサミを持って振り回して脅す、などなど目を背けたいようなシーンが続いていた。(本号11頁の資料1参照)

これは、この施設の職員が隠し撮りして、TBSに渡したものだ。この職員は、虐待について上司に相談しても解決せず、障害者虐待防止法による通報も市にしたが、虐待と判断されなかったため、最後の手段として隠し撮

りをメディアに告発したということである。障害者虐待防止法に基づき通報があっても、おどろきな聞き取り調査が施設側にされるだけであり、利用者はもちろん、通報した人からの聞き取り調査すらされずに、虐待がないとされているという運用は、他でもいろいろ報告されている。

釜ヶ崎ストロームの家の人権侵害事件もその一つである。(本号12頁の資料2参照)

施設が不当解雇した職員を支持してその解雇に抗議する利用者に対して、施設側が一方的に利用者グループホームから追い出し、利用者のせつかく決まっていた就職先も勝手に断ったという事件である。それ以前から、解雇された職員は虐待を問題にし、また、この利用者も一緒に、数度にわたり虐待防止法

表1 平成25年度 都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等（調査結果）

	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設 従事者等による 障害者虐待	使用者による障害者虐待		
			（参考）都道府県労働局の対応		
市区町村等への 相談・通報件数	4,635件 (3,260件)	1,860件 (939件)	628件 (303件)	虐待判断件数 (事業所数)	253件 (133件)
市区町村等による 虐待判断件数	1,764件 (1,311件)	263件 (80件)		被虐待者数	393件 (194件)
被虐待者数	1,811人 (1,329人)	455人 (176人)			

（注1） 上記は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までに虐待と判断された事例を集計したもの。カッコ内については、前回の調査結果（平成24年10月1日から平成25年3月31日まで）のもの。

（注2） 都道府県労働局の対応については、平成26年7月18日大臣官房地方課労働紛争処理業務室のデータを引用。

出所：厚生労働省ホームページ

による通報を行政に対して行ったのだが、行政は通報者の聞き取りもせず虐待ではないと判断していた。そもそもこの通報の際に適切な対応を行政が取っていれば、裁判にまでなる利用者への人権侵害事件は起きなかつたといえよう。

行政にとっては使い勝手のいいというか、行政があてにして使わざるをえない施設に対して、行政が障害者虐待防止法に基づいて対応する／介入するというのはかなり困難があるという構造的な問題がここでも現れているといえよう。

厚生労働省が毎年公表している障害者虐待防止法の実態報告では、通報自体は増え続けてはいるが、上の表1にあるように2013年度でも、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報・相談のうち約14%しか虐待と認められていない。また、養護者による虐待により養護者から切り離された障害者は、施設に送られるわけであるが、そこでまた虐待を受けるという、あつてはならない事態も報告されている。

被害者が重傷を負ったとか死につながったとかいう、取り返しつかない事態にならない限り、虐待防止法が動かない

というのでは、「防止」の名が泣くというものである。

残念ながら障害者虐待防止法は十分に機能していないと言わざるをえない。

障害者虐待防止法の背景と成立の経緯

家庭内における養護者による虐待、施設での職員による虐待、障害者を雇用している事業所における使用者や職場の同僚による虐待などが明らかになるとともに、密室での虐待のエスカレートもまた問題視され、何らかの対応が必要とされていた。

そうした中で、2005年に厚生労働省内で、有識者による「障害者虐待防止についての勉強会」が開かれ、虐待防止法が必要であると意見がまとめられた。2009年には、民主党・社会民主党・国民新党による法案と自由民主党・公明党による法案の2つの法案が出されたが、衆議院解散に伴い廃案。また、2010年の障がい者制度改革推進会議の第一次意見においても虐待防止の法制度の必要性が述べられ、自由党・公明党・みんなの党が法案を再提出し継続審議となった。2011年には、同法案が撤回され、厚生労働委員長が提案した法案が衆参両院本会議において

全会一致で可決・成立、2012年10月から施行された。「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」通称「障害者虐待防止法」である。

厚生労働省内での有識者会議のメンバーも知的障害者関連の人たちであり、また、議論についても、知的障害者に対する施設での虐待や住み込みの職場での虐待などが大きく問題視されていたが、精神病院での虐待や学校での虐待については議論の中心とはなっていないことが大切という、いわば見切り発車で国会での成立が進められたといえよう。精神病院や学校については、それぞれ精神保健福祉法そして教育基本法により人権擁護体制ができており、自浄能力があるとされ、通報義務の対象とならなかった。

精神病院の虐待の実態

精神病院については通報義務の対象とはなっていないが、21世紀に入ってからマスコミで報道された事例だけでも、次頁の表2のように毎年のように暴行事件が明らかになっている。

全国「精神病」者集団は、2013年5月

の国連拷問等禁止条約委員会の日本政府報告書審査、また2014年7月の国連自由権規約の条約人権委員会の日本政府報告書審査に向け、パラレルレポートを提出して、精神病院における虐待問題も提起した。

2つの委員会が精神病院における虐待人権侵害問題について触れた勧告の中身は、以下の通りである。

2013年5月

拷問等禁止条約委員会勧告

精神保健ケア

22 精神保健施設に対して運用上の制限を確立している精神保健福祉法にもかかわらず、また締約国代表の提供した追加情報にもかかわらず、委員会は非常に多数の精神障害者と知的障害者が非常に長期間精神保健ケア施設に非自発的に留められていることに懸念を持たざるをえない。非人道的で品位を汚す程度におよぶ行為である、独居拘禁、身体拘束そして強制医療が頻繁に行われていることを、委員会はさらに懸念する。精神保健ケアに関する計画についての対話の間に得られて情報を考慮しても、委員会は精神障害者の入院に対するオルタ

ナティブに焦点を当てたものに欠けていることに懸念を持たざるをえない。最後に、拘束的な方法が過剰に使用されていることへの効果的で公平な調査がしばしば欠けていること、同様に関連する統計的データが欠けていることに懸念を表明する(2、11、13、16条)

委員会は締約国に対して以下を確保するよう要請する

- (a) 非自発的治療と収容に対して効果的な法的なコントロールを確立すること、同様に効果的な不服申立ての機構を確立すること
- (b) 外来と地域でのサービスを開発し収容されている患者数を減らすこと
- (c) 精神医療および社会的ケア施設を含む自由の剥奪が行われるすべての場において、効果的な法的なセーフガードが守られること
- (d) 効果的な不服申立ての機関へのアクセスを強化すること
- (e) 身体拘束と独居拘禁が避けられ、あるいはコントロールのためのすべての代替手段がつかした時に、最後の手段として可能な限り最小限の期間、厳しい医療的監督下でいかなるこうした行為も適切に記

表2 21世紀に入ってから精神病院での身体的虐待事件（メディアで報道されたもののみ抽出）

発覚年	月	所在地	医療機関	主な内容
2001	2	大阪	真城病院	看護師がゴルフクラブで頭を殴るなど暴行
2002	7	和歌山	和歌浦病院	看護助手が男性患者を殴打して死なせる
2004	11	埼玉	西熊谷病院	職員が女性患者に暴行。男性患者の窒息死届けず。不正請求
2005	2	長崎	長崎県の病院	看護師を患者への暴行の容疑で逮捕
	7	福岡	行橋厚生病院	看護師2人が入院中の小5男児を殴って負傷させる
2006	7	埼玉	埼玉江南病院	准看護師が患者に暴行、負傷。法務局が勧告。傷害で略式命令
	11	千葉	国立・国府台病院	PTSDの女性患者を男性医師が殴る。民事判決で認定
2007	1	東京	東京クリニック	説明を求めた女性患者の頭を院長が壁にたたきつけ負傷。傷害で逮捕、有罪
	12	群馬	武蔵野病院	男性看護師が男性患者の頭を蹴り、死なす。傷害致死容疑で逮捕。以前から暴行
2008	8	鳥取	米子病院	男性入院患者の顔を殴ったとして、看護助手を暴行容疑で書類送検（起訴猶予）
	11	千葉	しのだの森ホスピタル	男性入院患者の腕をねじ上げ骨折させたとして、看護師を傷害容疑で逮捕。一審で実刑判決
2009	3	大阪	青葉丘病院	男性患者が保護室内で3月に不審死（外傷性の腸管破裂）
2012	3	新潟	県立精神医療センター	男性患者が胸を骨折。第三者委の調査で看護師8人が暴力をふるった可能性。県が告発。容疑者不詳で書類送検
	10	大阪	さわ病院	認知症の男性患者が布団にくるまれ窒息死。看護師を解雇、逮捕。逮捕監禁致死容疑で起訴
2013	5	群馬	西毛病院	入院患者が殴られ死亡。看護助手の男を傷害致死容疑で逮捕・起訴。初公判で事実認める
	10	宮城	光ヶ丘保養園	看護師7人を業務上過失致死容疑で書類送検。男性患者（86）に水分補給などをする際、手足を押さえつけて腰椎を脱臼骨折させ、出血性ショックで死亡させた疑い
2014	3	東京	都立松沢病院	50歳代の男性看護師が、入院患者4人以上の顔をたたくなど暴力。「死ね」など暴言も。都が発表
	8	佐賀	肥前精神医療センター	女性患者に暴行して骨折させた疑いで男性看護師を逮捕。否認。処分保留で釈放

注：民事訴訟や個別の医療過誤、患者同士の刑事事件は基本的に収録していない

出所：原昌平氏作成資料より

録された上で、適用されること

- (f) こうした拘束的な方法が過剰に使用され患者を傷つける結果をもたらした場合には効果的で公平な調査が行われること
- (g) 被害者に対して救済と賠償(リドレス)が提供されること
- (h) 独立した監視機関がすべての精神医療施設に対して定期的訪問を行うことを確保すること

2014年7月

人権委員会日本政府への総括所見

(精神障害者の人権に関わる部分のみ邦訳)

非自発的入院

- 17 非常に多くの精神障害者が極めて広汎な要件で、そして自らの権利侵害に異議申し立てする有効な法的な救済手段なしに非自発的入院を強いられること、また代替サービスの欠如により入院が不要に長期化していると報告されていることに、委員会は懸念を表明する。(7条および9条)
- 国家は以下を行わねばならない
- (a) 精神障害者に対して地域に基盤のある代替のサービスを増やすこと
- (b) 強制入院は、最後の手段としてのみ必

要最小限の期間、本人の受ける害から本人を守りあるいは他害を避けることを目的として必要で均衡が取れる時のみ行われることを確保すること

- (c) 精神科の施設に対して、虐待を有効に調査し罰し、被害者またはその家族に賠償を提供することを目的として、有効で独立した監視と報告体制を確保すること

いずれの委員会も、障害者権利条約が求める一切の強制入院の廃止という水準を守っておらず、反動的とは言えるが、少なくとも虐待については監視体制を求めている。

いまある精神保健福祉法体制には、そもそも独立した監視機関は存在せず、虐待を有効に防止することはできていないのは、上記の表1からも明らかであろう。

刑法による処罰も必ずしも機能していない。たとえば2014年7月に全国「精神病」者集団の人権委員会へのパラレルレポートの付録として提出した、池原毅和弁護士が報告した石郷岡病院の保護室における暴行障害者として死をもたらした虐待事件がある。

この事件では、重傷を追った時点で家族が警察に訴えているが、警察は被害届すら受理せず、2年経って被害者がこの暴行を原因と

して亡くなって初めて被害届が受理されたという実態がある(本号13頁の資料3参照)。また、大阪箕面が丘病院の事件においても、10年近くホールに犬のように繋がれていた患者さんの件でも、警察は動いていない。

精神障害者は被害者にすらなれないという実態が存在する。虐待防止どころではないのが精神病院の実態である。

学校ではどうであろう。まとまった資料はないが、例えば以下のような事例が報告されており、今、訴訟となっている。

▼東京アドヴォカシー法律事務所呼びかけ裁判傍聴のお願い：障害児への教員の虐待事件(継続中)

埼玉県の特例支援学校で起こった小1の男児に対する教員による虐待事件(暴行・暴言)の裁判の第4回があります。傍聴支援をお願いします。裁判終了後弁護士が裁判の説明などを致します。

〈事案の概要〉

特別支援学校に通っていた小学校1年の男児。ムコ多糖症という難病(生存10〜15歳までともいわれている)で、知的障害もあり、ほとんど話す力はない。

30代の女性教員から、ほおを叩かれたり、蹴られたり、つねられたりという暴力の他言葉での傷付けが日常的にあった(クラスの他の児童も被害あり)。1年の初夏から、夜驚、夜泣き、起き上がった「せんせい、せんせいが」と泣きじゃくって母親に訴がる、などあり。同クラスの介護職員が、管理職に同教員の暴力暴言を止めてくれるように伝えるも学校は放置。証拠がないと管理職も動かせないと覚悟を決めて職員はICレコーダーにクラスの状況を録音。

学校との弁護士交渉あり。やっと事故報告がなされ1年後、教員・管理職は懲戒処分を受ける。しかし、教員は事件は否認。

学校もまた密室化されており、とりわけ特別支援学級・学校は、児童生徒自身からの告発が十分に聞きとられることもなく、外部の目が入りにくい実態の中で教師の指導という名のもとでの虐待が横行していることは想像に難くない。

精神病院や学校の実態を見ると、障害者虐待防止法が通報義務の対象から学校と医療機関保育所そして官公署を対象外としていることは重大な欠陥と言わなければならぬ。刑事司法手続き上の施設の中での障害者虐待

は今までも報告されており、また自治体や国が使用者となった場合、そこは通報義務の対象外となっていることは問題である。

障害者虐待防止法附則2条は以下述べているが、ここであげられている学校、保育所等、医療機関、官公署等について通報義務の対象とすることは、最低限の改正されるべき点であらう。

障害者虐待防止法附則

(検討)

第2条 政府は、学校、保育所等、医療機関、官公署等における障害者に対する虐待の防止等の体制の在り方並びに障害者の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、障害者を訪問して相談等を行う体制の充実強化その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援、養護者に対する支援等のための制度について、この法律の施行後三年を目途として、児童虐待、高齢者虐待、配偶者からの暴力等の防止等に関する法制度全般の見直しの状況を踏まえ、この法律の施行状況等を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

障害者虐待防止法を機能させるために有効な実施機関と監視機関の創設を

障害者虐待防止法は、その実施機関としては市町村が規定されているが、実際に虐待防止のための専任の調査員が配置されているわけでもなく、予算が付けられているわけでもないのが実態であらう。障害福祉課が担当部署となっているが、先に述べたように障害福祉課は施設については利用する側であり、持ちつ持たれつの関係にある。そうした位置づけである障害福祉課が有効に施設に介入できるかは疑問である。ある意味、虐待に加担している部局でもあるといえよう。

労働分野においても、障害者雇用促進という面でも、担当部局と事業所使用者の癒着関係は今までも暴露されてきた問題である。

障害者虐待防止を実行するためには、独立した専任の組織が必要であり、十分な予算もまた必要である。そして、居住系施設と精神病院に関しては外部から視察に入れる監視機関の創設が必要である。例えば刑事施設、入管施設などに対しては刑事施設視察委員会が作られ、個別の人権侵害には対応しないが、外部から定期的な視察と委員会しか開けられない投書箱の設置がなされているとのこと

ある。障害者施設や精神病院に対しては、こうした監視機関の設置が必須といわなければならぬ。

拷問等禁止条約の選択議定書には、国内監視機関の設置が求められている。日本は拷問等禁止条約にかぎらず各人権条約の選択議定書を批准していないが、再三、各条約体から求められていることである。この監視機関は、およそ人が拘禁されているところを抜き打ちで視察できる組織であり、ヨーロッパ拷問等禁止条約で設置されたこうした監視機関により、ヨーロッパの刑事施設と精神病院の人権状況はかなり改善されたと伝えられている。

この選択議定書に基づく拷問等禁止条約の小委員会の委員によると、およそ人が拘禁、というのには法律で拘禁されているだけではなく、障害者施設や高齢者施設など実態として中にいる人が自由に外出できない施設についても対象とするという意味だそうである。拷問等禁止条約選択議定書の批准を目指すためにも、虐待防止のための監視機関をいま創設しておくことが重要である。

施設と精神病院の完全な廃止がいまできない以上、監視機関の設置は即必要なことでもある。密室を打ち破り虐待を真に防止するために有効な虐待防止の実施機関と監視機関の

設置が求められている。

終わりに

— 障害者虐待防止法の枠を超えて
施設収容と強制入院廃止への展望を

日本への勧告の文章を見てわかるように、拷問等禁止条約委員会も人権委員会も一定の条件のもとで例外的であるとしながらも、精神障害者に対する強制入院制度を容認する立場をとっている。

しかし、これは障害者権利条約が切り開いた人権水準から見れば、それを引き下げ否定する見解と言わなければならない。障害者権利条約は精神障害者の強制入院を差別であるとして禁じており、また、強制医療についても拷問虐待に当たるとして禁止している。障害者虐待防止法は障害者権利条約の禁止する拷問虐待のごく一部を対象としており、強制入院や強制医療、あるいは強制的施設収容を虐待拷問として対象にしているわけではない。

しかしながら、たとえば親が死亡したからということ、長年住み慣れた地域、通い慣れた作業所や日中活動の場、友人や支援者から突然切り離されて遠くの施設に送られるということなどは障害者にとっては珍しいことでは

ない。これはまさに虐待であるとしか私には考えられない。

もちろん精神障害者に対しては、いきなり警官が家に入ってきて体をグルグル巻きにさらけられ、入院先ではいわばお定まりの手続きとして身体拘束という強制入院が行われており、こうした新規の強制入院は増え続けているし、身体拘束や隔離も増え続けている。(新規措置入院は、1年あたりの数は87年の2000件以下から2012年の6685件と3・3倍以上に増え続け、新規医療保護入院も、96年の8万4227件から12年の20万9547件へと2・5倍以上に増え続けている。身体拘束も隔離も増加の一方である)。障害者虐待防止法は、「施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。」とされている。本年がその年にあたる。今回の虐待防止法の改正問題をステップとして、さらに、障害者が自らのありのままの権利インテグリティの権利(17条)を保障され、それを否定する強制医療や強制収容が虐待拷問として否定されることを目指して、障害法制度総体の改革を目指していきたい。

(やまもと・まり)

資料1

出所: http://news.tbs.co.jp/newseye/tbs_newseye2507337.html

「NEWS23」のホームページに、ある障害者施設での虐待行為を告発する1通のメールが届きました。職員から利用者へ繰り返される暴力と暴言。内部告発から見えてきた施設での虐待の実態です。

胸ぐらをつかみ:

「座れ。座れ。座れ、早く」

密室状態での虐待行為。暴力だけではありません。さらに:

「間違ったら殺すけんの」

「取りに来いよ、お前よ。座ってないで。バカタレが」

これは、ある障害者施設内で撮影された映像です。施設の職員が利用者に暴力を振るい、暴言を吐く虐待行為が記録されていました。

山口県下関市にある障害者の施設。主に重度の知的障害者およそ50人が工場の下請けなどの軽作業を行う施設です。映像は現役職員Aさんが撮影しました。

「(ある職員の)声が大きくなってきた。(施設の)どこからでも聞こえる。「バカタレ」とかそういう言葉を使いました」(虐待

映像を撮影現役職員Aさん)

虐待の可能性に気付いたAさんは、記録を残すべく、密かに撮影を始めました。施設では、7人のグループに分かれ各部屋で作業をします。そこに職員が1人つきます。

「取りに来いよ、お前よ。座ってないで。バカタレが」(職員)

利用者にいら立ち、大声を出し:

「段ボール当たったからってどうってことないんだよ、お前」

「ぶち殺すぞ」(職員)

さらに、作業がうまくいかないと:

「座れ。座れ。座れ、早く」(職員)

「自分の思いどおりに動かないからだと思う。(利用者は)言葉でわからないから、どんどん腹立たしくなる。それで暴言暴行になつてくる」(虐待映像を撮影現役職員Aさん)

Aさんは虐待行為について上司に訴えました。しかし:

「(上司に)言いました。でも結局受け入れてくれなかった。【話はわかったわかった】と言うだけで、そのままです」(虐待映像を撮影現役職員Aさん)

こうした虐待行為は、1人だけではありません。あと2人、職員による虐待行為が映っています。

頭をたたたく:さらに、別の職員はハサミを持ち:

「頭にプオーって刺して」(職員)

3年前に施行された障害者虐待防止法では、暴力などの身体的虐待、暴言などの心理的虐待、食事を与えないなどのネグレクトといった虐待行為が禁止されています。映像を見た専門家は:

「今見ただけでも、身体的虐待がいくつも見られたし、本人を侮辱するような「バカ」という発言や心理的虐待がいくつも認められた」(障害者の人権問題に詳しい関戩直人弁護士)

障害者施設での虐待は全国で1年間に1860件の通報がありますが、そのうち虐待と判断された件数はおよそ14%。

「氷山の一角。虐待は、程度の差があるが、殴る蹴るだけでなく、本人の心に傷を与える行為を含めると、かなりの見えないところでたくさん事例があると言われている」(障害者の人権問題に詳しい関戩直人弁護士)

この施設の場合、作業する部屋は、他の職員の目が届きにくい、いわば密室状態にあります。なぜ、こうした行為に至ったのでしょうか。施設に直接、話を聞きました。

Q. この映像はこちらの施設?

「そうです」

Q 虐待はあった？

「認めます」

Q 虐待行為を知っていた？

「言葉遣いは何度か注意した」

Q 知ってて黙認したという指摘が

「それはない」

Q 知らなかった？

「はい」

Q 間違いない？

「はい」(施設長)

虐待防止法ができてから研修を行うなどの取り組みをしてきたといいます。映像には施設長も映っている姿が確認できます。

「(肩もみは) コミュニケーションだと思う」

(利用者から) 近づいてくる」

Q これは個人の問題？ 組織の問題？

「組織と思います」

Q 施設長の責任は？

「あります、当然」(施設長)

施設は、虐待行為をした3人の職員の処分を検討しているといいます。さらに、Aさんは虐待通報の窓口である下関市に通報していました。市は去年5月以降、職員に聞き取りなど調査をしましたが、当時は虐待と認定することはできませんでした。

「(今回の) 映像をもとに事実が明らかにな

ったので、市においても虐待であるという認識のもと、立ち入り調査を行って、事実を解

明していかなければいけないという認識を持っている」(下関市福祉政策課辻野憲治課長)

知的障害がある利用者たちは、うまく話す

ことができないため、被害を訴えられない人が多く、恐怖から、皆、無言で作業をしているとAさんは話します。

「びくびくしている状態。いつも緊張して

いる。怒られないように怒られないように。奴隷です。俺の言うこと聞かないと大声出すぞ、殴るぞ、たたくぞ」(虐待映像を撮影現

役職員Aさん)

Aさんは刑事告発も検討しているといいま

す。

(2015年6月1日23時11分アクセス)

資料2

出所：釜ヶ崎ストロームの家の人権侵害を

許さない会ホームページ

<http://saveherights.blog.fc2.com/>

[http://saveherights.blog.fc2.com/blog-](http://saveherights.blog.fc2.com/blog-entry-18.html)

[entry-18.html](http://saveherights.blog.fc2.com/blog-entry-18.html)

2014年11月17日

「障がい者虐待防止法を名ばかりの法律にしないで！」

ストロームの家の元職員で不当解雇された

清水裕(しみずゆう)さんは、日ごろからストロームの家が虐待と思われる行為をしているのを目の当たりにし、2013年に「障がい者虐待防止法」に基づく虐待通報を大阪府

に対して行いました。

また、坂本さんも清水さんと一緒に大阪市

に虐待通報を行い、2013年2月と3月の

2カ月ほどの間に2人は合計5回ほど大阪市

に通報をしました。

しかし、2013年2月末に清水さんはス

トロームの家から不当解雇され(利用者)に他の施設の話をしたとか、休日に他の施設の見学にいったなどという理由での解雇)、3月末に坂本さんはグループホームから追い出されました。

市がストロームの家への調査を開始したのは2013年4月からで、通報を受けた2月の時点で対応していれば、坂本さんの事件は起こらなかったかもしれません。

市は、2013年に2回の聞き取り調査と1回の立ち入り調査を法人側にしただけで「虐待はなかった」と結論付け、通報した坂本さん、清水さんへの聞き取りをしませんでした。

その後、2014年6月20日の坂本さんの初公判で、ストロームの家が出してきた答弁書に「被告(ストロームの家)は、大阪市福祉局障がい者施策部から調査を受けたが、最終的に大阪市からは、原告(坂本さん)について障がい者虐待の事実はないとの結論に至ったとの報告を受けた」との記載がありました。

そのため、私たちは、8月に大阪市福祉局障がい者施策部に対して「どのような根拠で虐待がないと結論付けたのか回答するように」という内容を含めた公開質問状を提出し、話し合いを求めました。

話し合いの結果、大阪市の調査も、専属の職員がいるわけではなく、他の仕事の合間に手の空いた職員が対応するという体制である事が分かりました。調査する職員は必ずしも

福祉の資格を持った者が対応している訳ではなく、調査チームの福祉の資格や現場経験は問わないという体制である事が判明しています。

話し合いの内容は、口頭でのみ伝えられ、大阪市は文書での回答を避けています。

このままでは障がい者虐待防止法とそれに基づき通報システムは、名ばかりのものになってしまわないでしょうか？

こうした事実が少しずつ分かってきたため、私たちは大阪市の問題ある対応について、引き続き話し合いと文書による回答を要求していく事にしました。

坂本さんの裁判の日に合わせて、大阪役所に行きますので、こちらも是非ご支援ください。

(注) 釜ヶ崎ストロームの家の人権侵害事件については以下の報告が詳しい。白崎朝子「自らの尊厳を賭けた闘い——知的障がい当事者による『釜ヶ崎ストロームの家』による人権侵害裁判」季刊福祉労働145号。

資料3

出所…2014年7月「自由権規約日本政府報告書に対する全国「精神病」者集団パ
ラレルレポート」付録

日本の精神病院における傷害事件と虐待

池原毅和 弁護士

1 死に至った傷害事件についてのケース報告

2012年1月1日、千葉市の石郷岡病院の保護室に隔離されていた強制入院中の30歳の患者が精神科看護師に頭を蹴られ踏まれた。彼の頸部の骨が折れた。彼は首から下のからだが麻痺してしまった。2014年4月27日に、彼はこの怪我により心肺停止状態になり、翌日死亡した。

彼は統合失調症と診断されていた。2011年9月15日に同病院に強制入院させられ、9月22日に保護室に隔離拘禁された。その後、4人部屋に入れられていたにもかかわらず、9月29日から12月5日まで身体拘束されていた。そしてまた12月5日に保護室に隔離された。

1月1日、おむつを替えるために2人の精神科看護が保護室に入った。彼を抑えこもうとしたが彼が抵抗したようだった。彼はもが

き、彼の右足が二人のうち一人の看護師の腹部にあたった。看護師は立ち上がり、彼の頭部の方に歩いて行き、彼の頭部を蹴って踏みつけた。

彼は抗精神病薬の重大な副作用ジストニアに苦しんでいた。彼の首はジストニアのために収縮していた。顎を引いたような姿勢になっていた。看護師により彼は顔を上げさせられ、踏みつけられたようである。

一人の看護師が顔を踏みつけたようである。もう一人は彼の下半身を押さえつけていた。

彼の頸骨はおれた。

1月2日、彼の両足は麻痺した。彼は前のように保護室を歩きまわらなかつた。彼は排尿障害を発症したようであり、これは頸骨損傷があると診断される典型的な症状の一つである。しかし、病院職員は誰一人として彼の頸骨損傷の可能性について気にならなかった。

1月3日、彼の上肢下肢全てが麻痺した。彼は腱反射を失い、膝の反射アキレス腱の反射を失った。午前中遅くなつてから、彼は救急車で一般病院に移送された。移送先の一般病院の整形外科医は、彼が頸椎損傷であり死の危機にあると診断した。彼はICUで治療された。

1月4日、彼は心肺停止状態になった。幸い回復したが、その後、気管切開と気管カニューレ、そして経管栄養補給が必要となった。体重は70キロあったのが次第に減少し、30キロ以下になり衰弱していった。

2014年4月28日、再び心肺停止になり、彼は36歳で死亡した。彼はこの傷害事件以降、ベッドから動くことすらできないままだった。

彼と家族は2013年に精神病院を告訴した。被告は、看護師は彼の強い抵抗を止めようとして単に頭に足を置いただけであると弁明した。被告は、患者は重篤な統合失調症により働くことはできなかったのだから、収入についての賠償は要求できない、また、同様に重篤な統合失調症ゆえに、仮に怪我をしなかつたとしても退院することはできなかったのだから、今後の病院の費用についても賠償要求できないと主張した。

この件を扱う裁判所は、裁判の公開を躊躇した。警察は一度看護師を尋問したが、警察の捜査はほとんどされていなかった。権限のある当局は、このケースを調査しようとするしなかつた。

室内の監視カメラによって、看護師が患者の頭を蹴り踏みつけている状況がビデオに撮られていた。写真の1から2を参照(注)。そ

して2人の看護師が蹴って踏みつけた直後、患者の顔の血を拭こうとしていたことが映されている。

患者をみた整形外科医と医学部の整形外科教授の2人の整形外科医は一致して、このビデオを見て、1月1日から3日まで保護室内において他の原因は発見できず、看護師によって蹴られ踏みつけられて頸椎損傷が生じたと判断した。

日本では精神病院における傷害事件や虐待がたくさん起こっている。国際法律家委員会が80年代後半と90年代に來日し、日本政府にたいして精神障害者の人権の保護と促進に対して効果的な行動を取るべきと勧告した。しかし、それ以降も、精神病院における傷害事件と虐待の数は減っていない。

(注) 添付写真は省略。

※ 本文は、本誌掲載にあたり、最低限の修正を加えた。

障害者虐待防止法の概要

出所：厚生労働省ホームページ

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布、平成24年10月1日施行)

目的

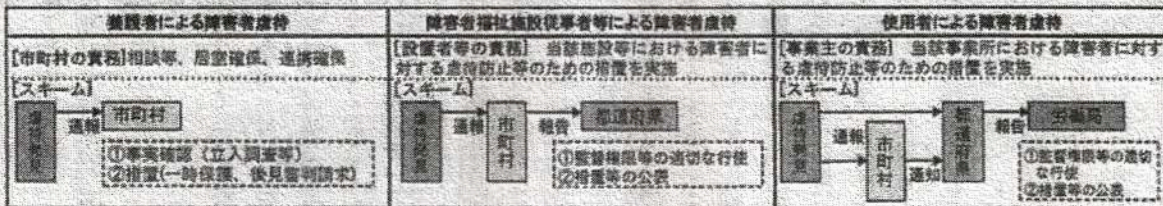
障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加によって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 「障害者虐待」とは、次の3つをいう。
 - ①養護者による障害者虐待
 - ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
 - ③使用者による障害者虐待
- 障害者虐待の類型は、次の5つ。(具体的要件は、虐待を行う主体ごとに微妙に異なる。)
 - ①身体的虐待 (障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること)
 - ②放棄・放置 (障害者を衰弱させるような著しい飢寒又は長時間の放置等による①②③の行為と同様の行為の放置等)
 - ③心理的虐待 (障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと)
 - ④性的虐待 (障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること)
 - ⑤経済的虐待 (障害者から不当に財産上の利益を得ること)

虐待防止施策

- 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。



- 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 市町村・都道府県は、障害者虐待の防止等を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。
- 国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障害者の被害の防止・救済を図るため、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずる。
- 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類(障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等)に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

(障害者虐待防止法) (平成二十三年六月二十四日法律第七十九号)

最終改正…平成二十四年八月二二日法律第六七号

第一章 総則 (第一条—第六条)

第二章 養護者による障害者虐待の防止、養護者に対する支援等 (第七条—第十四条)

第三章 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等 (第十五条—第二十条)

第四章 使用者による障害者虐待の防止等 (第二十一条—第二十八条)

第五章 就学する障害者等に対する虐待の防止等 (第二十九条—第三十一条)

第六章 市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センター (第三十二条—第三十九条)

第七章 雑則 (第四十条—第四十四条)

第八章 罰則 (第四十五条—第四十六条)

附則

第一章 総則

(目的)
第一条 この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する障害者虐待の防止に

資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。

2 この法律において「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及び使用者による障害者虐待をいう。

3 この法律において「養護者」とは、障害者を現に養護する者であつて障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のものをいう。

4 この法律において「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法

（平成十四年法律第六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）（以下「障害者福祉施設」という。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業、同条第十六項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業、同条第二十四項に規定する移動支援事業、同条第二十五項に規定する地域活動支援センターを営营する事業若しくは同条第二十六項に規定する福祉ホームを営营する事業その他厚生労働省令で定める事業（以下「障害福祉サービス事業等」という。）に係る業務に従事する者をいう。

5 この法律において「使用者」とは、障害者を雇用する事業主（当該障害者が派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）である場合において当該派遣労働者に係る労働

者派遣（同条第一号に規定する労働者派遣をいう。）の役務の提供を受ける事業主その他これに類するものとして政令で定める事業主を含み、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者をいう。

6 この法律において「養護者による障害者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

- 一 養護者とその養護する障害者について行う次に掲げる行為
- イ 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- ロ 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

ハ 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイからハまでに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

二 養護者又は障害者の親族が当該障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。

7 この法律において「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」とは、障害者福祉施設従事者等が、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。

一 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

二 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する他の障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける他の障害者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

8 この法律において「使用者による障害者虐待」とは、使用者が当該事業所に使用される障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。

- 一 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- 二 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該事業所に使用される他の労働者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他これらに準ずる行為を行うこと。

五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

（障害者に対する虐待の禁止）

第三条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

（国及び地方公共団体の責務等）

第四条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び自立の支援並びに適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他

関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的知識及び技術を有する人材その他必要な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に資するため、障害者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(障害者虐待の早期発見等)

第六条 国及び地方公共団体の障害者の福祉に関する事務を所掌する部局その他の関係機関は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることに鑑み、相互に緊密な連携を図りつつ、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

3 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止のための啓発活動並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援のた

めの施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による障害者虐待の防止、養護者に対する支援等

(養護者による障害者虐待に係る通報等)

第七条 養護者による障害者虐待(十八歳未満の障害者について行われるものを除く。以下この章において同じ。)を受けたと思われる障害者を見つけた者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項の規定による通報又は障害者からの養護者による障害者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該障害者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第三十五条の規定により当該市町村と連携協力する者(以下「市町村障害者虐待対応協力者」という。)とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村は、第七条第一項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護が図られるよう、養護者による障害者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる障害者を一時的に保護するため迅速に当該市町村の設置する障害者支援施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第六

項の厚生労働省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）に入所させる等、適切に、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定による措置を講ずるものとする。この場合において、当該障害者が身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者（以下「身体障害者」という。）及び知的障害者福祉法にいう知的障害者（以下「知的障害者」という。）以外の障害者であるときは、当該障害者を身体障害者又は知的障害者とみなして、身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定を適用する。

3 市町村長は、第七条第一項の規定による通報又は第一項に規定する届出があつた場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援が図られるよう、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百十三号）第五十一条の十一の二又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の請求をするものとする。

（居室の確保）

第十条 市町村は、養護者による障害者虐待を受けた障害者について前条第二項の措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

（立入調査）

第十一条 市町村長は、養護者による障害者虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、障害者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該

職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（警察署長に対する援助要請等）

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該障害者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、障害者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、障害者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

（面会の制限）

第十三条 養護者による障害者虐待を受けた障害者について第九条第二項の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る障害者支援施設等若しくはそのぞみの園の長若しくは当該措置に係る身体障害者福祉法第十八条第二項に規定する指定医療機関の管理者は、養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護の観点から、当該養護者による障害者虐待を行った養護者について当該障害者との面会を制限することができる。

（養護者の支援）

第十四条 市町村は、第三十二条第二項第二号に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に障害者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

第三章 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置)

第十五条 障害者福祉施設設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等)

第十六条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。

4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第十七条 市町村は、前条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又

は届出に係る障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する事項を、当該障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害者福祉施設又は当該障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害福祉サービス事業等の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

第十八条 市町村が第十六条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

(通報等を受けた場合の措置)

第十九条 市町村が第十六条第一項の規定による通報若しくは同条第二項の規定による届出を受け、又は都道府県が第十七条の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、障害者福祉施設の業務又は障害福祉サービス事業等の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る障害者に対する障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

(公表)

第二十条 都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があつた場合に採つた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章 使用者による障害者虐待の防止等

(使用者による障害者虐待の防止等のための措置)

第二十一条 障害者を雇用する事業主は、労働者の研修の実施、当該事業所

に使用される障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の使用者による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(使用者による障害者虐待に係る通報等)

第二十二條 使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村又は都道府県に通報しなければならない。

2 使用者による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村又は都道府県に届け出ることができる。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

4 労働者は、第一項の規定による通報又は第二項の規定による届出（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。）をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十三條 市町村は、前条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地の都道府県に通知しなければならない。

第二十四條 都道府県は、第二十二條第一項の規定による通報、同条第二項の規定による届出又は前条の規定による通知を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報、届出又は通知に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に報告しなければならない。

第二十五條 市町村又は都道府県が第二十二條第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村又は都道府県の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が第二十三條の規定による通知を受けた場合における当該通知を受けた都道府

県の職員及び都道府県労働局が前条の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県労働局の職員についても、同様とする。

(報告を受けた場合の措置)

第二十六條 都道府県労働局が第二十四條の規定による報告を受けたときは、都道府県労働局長又は労働基準監督署長若しくは公共職業安定所長は、事業所における障害者の適正な労働条件及び雇用管理を確保することにより、当該報告に係る障害者に対する使用者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、当該報告に係る都道府県との連携を図りつつ、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第一百十二号）その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

(船員に関する特例)

第二十七條 船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員である障害者について行われる使用者による障害者虐待に係る前三條の規定の適用については、第二十四條中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令又は厚生労働省令」と、「当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関」と、第二十五條中「都道府県労働局」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関」と、前条中「都道府県労働局」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関が」と、「都道府県労働局長又は労働基準監督署長若しくは公共職業安定所長」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関の長」と、「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）」とあるのは「船員法（昭和二十二年法律第百号）」とする。

(公表)

第二十八条 厚生労働大臣は、毎年度、使用者による障害者虐待の状況、使用者による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第五章 就学する障害者等に対する虐待の防止等

(就学する障害者に対する虐待の防止等)

第二十九条 学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。以下同じ。)の長は、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、就学する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(保育所等に通う障害者に対する虐待の防止等)

第三十条 保育所等(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十九条第一項に規定する保育所若しくは同法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの(少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。)又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第六項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)の長は、保育所等の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、保育所等に通う障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該保育所等に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止等)

第三十一条 医療機関(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所をいう。以下同じ。)の管理者は、医療機関の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、医療機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、医療機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該医療機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

第六章 市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センター

タ

(市町村障害者虐待防止センター)

第三十二条 市町村は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該市町村が設置する施設において、当該部局又は施設が市町村障害者虐待防止センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村障害者虐待防止センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二条第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二條第二項の規定による届出を受理すること。

二 養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のため、障害者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うこと。

三 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。

(市町村障害者虐待防止センターの業務の委託)

第三十三条 市町村は、市町村障害者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、前条第二項各号に掲げる業務の全部又は一部を委託することがで

きる。

2 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二條第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二條第二項の規定による届出の受理に関する業務の委託を受けた者が第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二條第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第二十二條第二項若しくは第二十二條第二項の規定による届出を受けた場合には、当該通報若しくは届出を受けた者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(市町村等における専門的に従事する職員の確保)

第三十四条 市町村及び前条第一項の規定による委託を受けた者は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するために、障害者の福祉又は権利の擁護に関し専門的知識又は経験を有し、かつ、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(市町村における連携協力体制の整備)

第三十五条 市町村は、養護者による障害者虐待の防止、養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、社会福祉法に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による障害者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(都道府県障害者権利擁護センター)

第三十六条 都道府県は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該都道府県が設置する施設において、当該部局又は施設が都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 都道府県障害者権利擁護センターは、次に掲げる業務を行うものとする。
一 第二十二條第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受理すること。

二 この法律の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、助言その他必要な援助を行うこと。

三 障害者虐待を受けた障害者に関する各般の問題及び養護者に対する支援に関し、相談に応ずること又は相談を行う機関を紹介すること。

四 障害者虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援のため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報を収集し、分析し、及び提供すること。

六 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。

七 その他障害者に対する虐待の防止等のために必要な支援を行うこと。

(都道府県障害者権利擁護センターの業務の委託)

第三十七条 都道府県は、第三十九条の規定により当該都道府県と連携協力する者（以下「都道府県障害者虐待対応協力者」という。）のうち適当と認められるものに、前条第二項第一号又は第三号から第七号までに掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第二十二條第一項の規定による通報又は同条第二項

に規定する届出の受理に関する業務の委託を受けた者が同条第一項の規定による通報又は同条第二項に規定する届出を受けた場合には、当該通報若しくは届出を受けた者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(都道府県等における専門的に従事する職員の確保)

第三十八条 都道府県及び前条第一項の規定による委託を受けた者は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するために、障害者の福祉又は権利の擁護に関し専門的知識又は経験を有し、かつ、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(都道府県における連携協力体制の整備)

第三十九条 都道府県は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、福祉事務所その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。

第七章 雑則

(周知)

第四十条 市町村又は都道府県は、市町村障害者虐待防止センター又は都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たす部局又は施設及び市町村障害者虐待対応協力者又は都道府県障害者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局又は施設及び市町村障害者虐待対応協力者又は都道府県障害者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(障害者虐待を受けた障害者の自立の支援)

第四十一条 国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者が地域にお

いて自立した生活を円滑に営むことができるよう、居住の場所の確保、就業の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第四十二条 国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、障害者虐待の予防及び早期発見のための方策、障害者虐待があった場合の適切な対応方法、養護者に対する支援の在り方その他障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援のために必要な事項についての調査及び研究を行うものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

第四十三条 市町村は、養護者、障害者の親族、障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で障害者を行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による障害者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は市町村障害者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による障害者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある障害者について、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一条の十一の二又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第四十四条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による障害者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、

成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第八章 罰則

第四十五条 第三十三条第二項又は第三十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十六条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは障害者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、学校、保育所等、医療機関、官公署等における障害者に対する虐待の防止等の体制の在り方並びに障害者の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、障害者を訪問して相談等を行う体制の充実強化その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援、養護者に対する支援等のための制度について、この法律の施行後三年を目途として、児童虐待、高齢者虐待、配偶者からの暴力等の防止等に関する法制度全般の見直しの状況を踏まえ、この法律の施行状況等を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(調整規定)

第四条 この法律の施行の日が障害者基本法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第九十号)の施行の前日である場合には、同法の施行の前日までの間における第二条第一項及び前条の規定による改正後の高齢者虐待の

防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第二条第六項の規定の適用については、これらの規定中「第二条第一号」とあるのは、「第二条」とする。

附則 (平成二十四年四月六日法律第二十七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二十四年六月二十七日法律第五一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに附則第五条から第八条まで、第十二条から第十六条まで及び第十八条から第二十六条までの規定 平成二十六年四月一日

附則 (平成二十四年八月二日法律第六七号) 抄

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

障害者を虐待から守り、養護者に必要な支援を行うために
平成24年10月1日から「障害者虐待防止法」が始まります

政府広報オンライン 2012(平成24)年9月24日掲載

Outline

障害者の尊厳を守るために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)が施行されます

平成24年10月1日から、この法律に基づき、全国の市町村や都道府県は、障害者虐待に関する窓口を設置し、相談や通報などの受付や虐待の早期発見に取り組みます

障害者の方や皆さんからの通報や相談を受けて、市町村や都道府県などの関係機関が、障害者の一時保護や養護者に対する負担軽減のための支援など必要な措置を行います

虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合は、市町村の障害者虐待に関する窓口まで、すぐにお知らせください

障害者虐待の防止のために、皆さんのご理解、ご協力をお願いします

私たちの周りでは、障害者の尊厳を傷つける様々な虐待が発生しています。障害者に対する虐待は、障害者を養護する家族や障害者福祉施設の職員、勤め先の経営者などから、暴力による身体的な虐待や経済的な虐待など、様々なケースがあります。こうした障害者に対する虐待を防ぐため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)が制定されました。平成24年10

月1日から、この法律に基づき、新しく全国の市町村や都道府県に、障害者に対する虐待の防止や対応の窓口となる市町村障害者虐待防止センターや都道府県障害者権利擁護センターが設置されます。虐待を受けていると思われる障害者を発見した人は、お住まいの市町村障害者虐待防止センターなどに、すぐに知らせてください。

■障害者の尊厳を守るため「障害者虐待防止法」が施行されます

障害者に対する虐待は、障害者福祉施設の職員や勤め先の経営者などから暴行を受けたり、賃金が払われなかったりするなど、様々な事件がニュースなどでも取り上げられています。また、障害者が暮らす家庭でも、家族・親族・同居人などの養護者による虐待が行われている場合もあります。

このような障害者に対する虐待が発生する背景には、障害者の特性に対する知識や理解の不足、障害者の人権に対する意識の欠如、障害者がいる家庭や障害者福祉施設の閉鎖性などがあるといわれています。

虐待にあたる行為は、殴る・蹴る・身体を縛りつけるといった「身体的虐待」だけではなく、性的な行為を強要したり、本人の前でわいせつな言葉を発したりする「性的虐待」や、言葉で脅したり、侮辱したりする「心理的虐待」、食事を与えない、お風呂に入れないなど世話を放棄する「ネグレクト(放棄・放置)」、勝手に障害者の財産を処分したり、日常生活に必要な金銭を渡さなかったりする「経済的虐待」も、虐待行為にあたります。

障害者の尊厳を守り、障害者に対する虐待を防ぐため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」、通称「障害者虐待防止法」が、平成24年10月1日に施行されます。

障害者虐待の例

区分

身体的虐待

具体例

- ・暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与えること
- ・身体を縛りつけたり、過剰に投薬したりすることによって身体の動きを抑制すること
- ・性的な行為を強要すること
- ・わいせつな言葉を発すること

心理的虐待

- ・脅し、侮辱などの言葉を浴びせること
- ・仲間はずれや無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること
- ・食事や排泄、入浴、洗濯など身辺の世話や介助をしないこと

ネグレクト

（放棄・放置） 経済的虐待

- ・必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせないこと
 - ・本人の同意なしに（あるいはだますなどして）財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用すること
 - ・本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること
- 厚生労働省「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」をもとに作成

障害者虐待に関する相談窓口を全国に設置し、虐待の防止や早期発見に取り組みます

平成24年10月1日から全国の市町村に市町村障害者虐待防止センターが、都道府県に都道府県障害者権利擁護センターが設置されます。市町村障害者虐待防止センターは、障害者本人や養護者、周囲の人からの障害者虐待に関する疑問や悩みなど、様々な相談を受け付けます。また、家庭や職場、障害者福祉施設などの様々な場で、障害者虐待を発見した人からの通報や、虐待を受けている障害者本人からの届出を電話や窓口などで受け付けます。

都道府県障害者権利擁護センターは、市町村が行う障害者虐待対応についての連絡調整や情報提供、助言などを行います。また、障害者が働く職場で発生した虐待については、直接、通報や届出などを受け付けます。

相談や通報、届出をした方の秘密は守られます。

障害者の方や皆さんからの相談や通報を受けて、市町村などがその方や養護者に必要な支援を行います

市町村では、市町村障害者虐待防止センターで、障害者虐待に関する相談や通報、届出を受ける他、関係機関とも連携しつつ、以下のような取り組みを行います。

事実確認および立ち入り調査

市町村障害者虐待防止センターへの通報・届出に基づき、市町村の障害者福祉担当部局が訪問調査を行い、障害者虐待の事実確認を行います。虐待により障害者の生命や身体に重大な危険が生じているおそれがある場合は、立入調査を行います。

障害者に対する一時保護や支援

養護者による虐待で障害者の生命や身体に重大な危険が生じているおそれがあるような場合は、市町村の障害者福祉担当部局が養護者から一時的に分離し、安心して生活を送ることができるようになるまで、障害者福祉施設（入所施設）で保護したり、必要な支援を行います。また、障害者の権利を擁護するために成年後見制度（※）を活用したり、地域社会で自立して生活するために必要な障害福祉サービスの利用を支援したりして、障害者の自立を支援します。

※ 成年後見制度：認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分でない方が、不利益な契約を結ばれたり、必要な障害福祉サービスを受けられないことなどがなく、家庭裁判所で選ばれた成年後

見人などによって本人を法律的に支援する制度。

養護者の負担の軽減を図るための支援

家庭の中で発生する障害者虐待の場合は、養護者が障害の特性についての知識が不足している適切な対応ができなかったり、介護疲れからストレスを抱えていたりするなど、養護者にかかる重い負担が虐待の要因となっていることがあります。このような場合には、市町村の障害者福祉担当部局が、養護者の介護負担の軽減のための相談、指導及び助言などの支援を行います。例えば、障害者福祉施設の短期入所（ショートステイ）や通所サービス、ホームヘルパーの派遣、移動支援事業などの利用につなげたり、家族会への参加やカウンセリングの利用を勧めるなどにより、負担の軽減を図ります。

また、都道府県の機能も強化します。障害者福祉施設で発生した障害者虐待については、市町村障害者虐待防止センターで相談や通報、届出を受け、市町村と都道府県が連携して事実確認を行います。虐待の事実が確認された場合は、市町村と都道府県が障害者自立支援法や社会福祉法に基づいて、虐待が発生した施設や事業所に対して、立入調査や改善命令、勧告、認可（指定）取消などの権限を適切に行使することにより、障害者の保護や虐待の再発防止を図ります。

職場で発生した障害者虐待については、市町村障害者虐待防止センターとともに、都道府県障害者権利擁護センターでも通報や届出を受け付けます。市町村・都道府県は、連携して通報内容の事実確認や障害者の安全確認を行うとともに、使用者による障害者虐待については速やかに都道府県労働局に報告し、都道府県労働局は都道府県との連携を図りつつ、労働基準法等関係法律の規定による権限を適切に行使します。

虐待を発見したら市町村障害者虐待防止センターに通報を

障害者虐待は、家庭や障害者福祉施設など閉鎖的な環境で発生してお

り、また、虐待を受けている障害者自らが訴えることができないこともあるため、虐待を早期に発見するためには、周囲の人たちからの通報が不可欠です。そのため、障害者虐待防止法によって、虐待を受けたと思われる障害者を発見した人は、速やかに市町村障害者虐待防止センターに通報することが義務として定められました。

皆さんからの通報が、障害者を虐待から守ることにつながります。家庭や職場、障害者福祉施設など、皆さんの身近な場所で、障害者に対する虐待を発見した場合には、市町村障害者虐待防止センターに通報してください。また、障害者が働く職場での虐待の通報や届出は、都道府県障害者権利擁護センターも窓口になっています。

また、障害者と同じ職場や障害者福祉施設で働いている方が通報した場合、通報したことを理由に解雇など不利益な取り扱いをすることは、法律で禁止されています。

各地域の市町村障害者虐待防止センターや都道府県障害者権利擁護センターの連絡先は、お住まいの市町村または都道府県の障害福祉担当部局にお尋ねください。

相談や通報、届出をした方の秘密は守られます。

障害者に対する虐待を早期に発見し、問題が深刻化する前に、障害者や養護者に対する支援を行っていくためには、行政だけでなく、学校や医療機関、保健所、障害者福祉施設など障害者の福祉に関係する人たちの役割も重要です。障害者虐待防止法では、特にこれらの職務にある人は、仕事柄、障害者虐待を発見しやすい立場にあることから、障害者虐待の早期発見に努めなければならないと規定しています。

障害者虐待防止に向けた社会全体の取り組みが求められています。皆さんのご理解、ご協力をお願いします。